

令和6年度 第2回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和6年8月1日(木) 午後4時から午後4時45分まで

2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室E

3. 出席委員(13名)

(1) 被保険者を代表する委員(3名)

大和 晃、清水 一太郎、鈴木 博雄

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(4名)

本吉 光隆、大日方 研、細井 系太郎、富沢 道博

(3) 公益を代表する委員(5名)

鈴木 彩子、日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司、後藤 紗織

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員(1名)

尾本 和芳

4. 欠席委員(3名)

(1) 被保険者を代表する委員(2名)

志保沢 博央、鈴木 眞

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(1名)

天野 隆臣

5. 出席職員

石井市民部長、清水保険年金課長、高橋課長補佐、佐久間係長、鈴木主査

6. 議題(すべて公開)

(1) 報告

- ① 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について
- ② 令和5年度木更津市国民健康保険事業報告について
- ③ 令和5年度木更津市国民健康保険特別会計決算について
- ④ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応について

(2) その他

- ① 次回の運営協議会等について

7. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人

傍聴人数 0人

令和6年度 第2回 木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 会議録

鈴木主査 大変お待たせいたしました。ただいまから国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

なお、本日の協議会につきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

協議会の開催に際しまして、山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

山田会長 会長の山田でございます。着座のまま失礼いたします。

本日は、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様にはお忙しいなかご出席いただきまして、ありがとうございます。

記録的な猛暑が続いておりますけれども、皆様、体調など崩されてはならないでしょうか。

我が国では、安心して良質な医療を受けられるように、国民皆保険制度がありまして、これは日本が世界に誇れる制度だと思えます。そして、この理念の根幹をなすものが、国民健康保険でございます。

国民健康保険につきましては、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されるという、これから大きな改正を控えています。保険証の新規交付は、本年12月1日をもって終了となりますが、医療機関や行政機関におけるサービスの効率化や迅速化が図られ、利用者の利便性も向上するものと思われます。

先日の報道ですが、6月のマイナ保険証の利用率が9.9%となって、現在でも、国を挙げて促進に取り組んでいるところでございます。着実に利用者は増加していますが、未だ困惑されている市民の方もおられると思えます。

本日の議題の中で、事務局からマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する説明があります。委員の皆さんからも、是非ともご質問、ご意見いただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木主査 ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前に配布させていただきました資料といたしまして、次第、運営協議会資料、そして、本日の配付資料が、席次表、国民健康保険の概要となっております。資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

本日、鈴木真委員、天野委員、志保沢委員が所用のため欠席でございます。

また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。なお、本日、傍聴希望者はありませんのでご報告いたします。

鈴木主査 本日の協議会は、報告事項が4件ございます。

はじめに、報告事項1「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について」を説明させていただきます。

佐久間係長 保険年金課の佐久間と申します。よろしくお願いいたします。

私から、報告事項1「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について」ご説明申し上げます。

5月9日に開催した前回の運営協議会において、諮問をし、原案どおり答申をいただきました国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年6月市議会定例会において条例案を提案いたしました。

6月12日に教育民生常任委員会、これは議員が所属する常任委員会でございますが、こちらで条例案の審査が行われまして、原案どおり可決したところでございます。

また、19日の議会最終日では、議員全員による審議をしたところ、条例案が原案どおり議決されたところでございます。

なお、教育民生常任委員会では、条例案の審査を行ったところ資料の項目5のとおり、質疑応答がございました。こちらの質疑応答の内容につきましては、説明を割愛させていただきます。

2ページの下をご覧ください。

項目6の令和6年度の近隣市における税率等の改定でございますが、本市の他に袖ヶ浦市において税率の改定がございました。3ページの表のとおり税率を引き上げているところでございます。

資料に記載がなくて申し訳ありませんが、この税率改定によりまして、本市と袖ヶ浦市の保険税額でございますが、夫婦ともに70歳の2人世帯で夫の年金収入が250万円、妻の年金収入が80万円のケース、それぞれの市の税額でございますが、本市では16万1,800円、袖ヶ浦市は17万1,500円と約1万円の差がございます。

また、夫婦ともに40歳で、この夫婦に小学生の子どもが2人いる4人世帯の場合で、世帯の所得が夫の所得300万円の場合になりますと、本市では45万4,300円、袖ヶ浦市が51万3,100円となります。

資料の中にもございますとおり、今年度は県内で16市が税率を改定しているところですが、今後も被保険者の減少と1人あたりの医療費の増大が見込まれることで、千葉県に納める納付金も上がってくるのではないかと推測しております。

来年2月に国民健康保険税率改定計画の改正、これは次年度における税率の審査となりますが、ご審議をお願いしたいと存じます。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

なお、会議録作成を効率化するための録音システムを導入しております。ご発言の際は挙手のうえ、お手元のマイクのボタンを押していただきながらご発言をお願いいたします。

また、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査

それでは、特にご意見等ございませんようですので、続きまして、報告事項2「令和5年度木更津市国民健康保険事業報告について」を説明させていただきます。

高橋補佐

保険年金課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私から、報告事項2「令和5年度木更津市国民健康保険事業報告について」ご説明させていただきます。

資料の5ページをご覧ください。

直近5年間の世帯数、被保険者数、65歳以上の被保険者数の割合は、グラフのとおり推移しております。団塊世代の後期高齢者医療への移行、働き方改革による60歳代の就労者の増加、また、企業等で働く短時間労働者の社会保険加入の適用拡大等の影響から世帯数及び被保険者数は減少傾向にあります。

続きまして、6ページをご覧ください。

国民健康保険税現年度分の収納状況でございます。現年度分の調定額、収納額、収納率はグラフのとおりでございます。被保険者数が減ったことに伴い、調定額は減少傾向でございますが、収納率は増加傾向にございまして、下の表のように毎年少しずつ収納率が上昇しているところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

国民健康保険事業について報告いたします。下にある表をご覧ください。

(1)の収納率向上対策事業でございますが、令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを印字し、QRコードからクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ等で納付ができるようになっております。納付書でのお支払いとなっている方のうち、約87%の割合でQRコードを利用してお支払いをいただいております。

次に、(2)の適用適正化対策事業でございますが、オンライン資格確認システムから提供される資格重複状況結果一覧を活用し、国民健康保険資格の適用に疑義のある方1,504人に対し届出の勧奨を行い、そのうち、届出をされなかった方697人につきましては、職権による資格の喪失を実施し、資格及び賦課の適正化を図りました。

続きまして、8ページをご覧ください。

(5)の特定健康診査・特定保健指導事業等でございます。特定健康診査は、令和6年5月末時点の速報値で受診者数が7,313人、受診率は43.4%でございました。県内54市町村中で15位となっております。次に、特定保健指導につきましては、令和5年度の途中経過値で実施率は30.5%でございます。令和5年度の確定値の公表は、令和6年11月になりますので、令和4年度の確報値で申し上げますと、実施率は37.5%で、県内54市町村中15位となっております。

続きまして、(6)の生活習慣病の発症・重症化予防保健事業等でございます。

慢性腎臓病、糖尿病性腎症、脳・心血管疾患の予防事業でございますが、腎臓病地域連携パスを829件発行したほか、脳・心血管病高リスク者167人に対しまして、保健指導を行うなど実施いたしました。

続きまして、9ページをご覧ください。

(7)のその他保健事業といたしまして、人間ドック費用の助成を1,498人に行いました。私からの説明は、以上となります。

鈴木主査 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査 特にご意見等ないようですので、続きまして、報告事項3「令和5年度木更津市国民健康保険特別会計決算について」を説明させていただきます。

佐久間係長 引き続き、私から報告事項3「令和5年度木更津市国民健康保険特別会計決算について」ご説明申し上げます。

はじめに、国民健康保険特別会計の歳入、歳出の総額でございますが、歳入が122億3,319万5,013円、歳出が121億1,571万2,903円で、歳入歳出差引額は1億1,748万2,110円でございます。

それでは、歳入歳出項目別の説明に入らせていただきます。

13ページをご覧ください。

主な歳入項目別の内訳につきましては、円グラフのとおりでございます。歳入の68%を医療給付費に相当する県支出金が占めておりまして、次いで、国民健康保険の加入者が納入していただく国民健康保険税が21%、法令により一般会計からの繰入れが認められている繰入金等が9%、保険税延滞金や第三者行為に伴う損害賠償金等のその他の収入、諸収入が2%でございます。

14 ページをご覧ください。

こちらの主要施策一覧表を用いまして、予算項目別にご説明申し上げます。

はじめに5款、国民健康保険税のうち、現年分の収入済額は23億2万6,708円で、4年度と比べ2億1,098万639円減額となり、滞納繰越分の収入済額は2億8,806万6,251円で、4年度と比べ5,732万1,339円減額となりました。4年度と比べ、5年度の現年分収納率は92.19%から93.72%に、滞納繰越分収納率は29.04%から30.08%にそれぞれ向上しましたが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の拡大によりまして、年間平均被保険者が26,192人から24,612人と1,580人減少したことから、国民健康保険税全体の収入済額は減額となりました。

続きまして、15 ページをご覧ください。

25 款、県支出金でございますが、国民健康保険の広域化に伴い、県から支出される普通交付金が大部分を占め、その他、市町村の事情に応じて支出される特別交付金が該当します。医療費にあたる保険給付費が前年度と比べると大きく減少したため、このことにより、普通交付金が2億5,852万266円減額となりました。

続きまして、16 ページをご覧ください。

40 款、繰入金のうち、一般会計からの繰入金につきましては、国民健康保険事業に係る職員の人件費や法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰り入れが認められている繰入金となります。先ほどから申し上げましたとおり、被保険者の減少に伴う税收の減額によりまして、保険基盤安定繰入金が減額となり、また、人件費の引き上げによりまして職員給与費等の繰入金が増額となりました。

続きまして、17 ページをご覧ください。

40 款、繰入金のうち、基金繰入金でございますが、被保険者数の減少に伴い税收不足が見込まれたため、財政調整基金を2億9,569万5,000円取り崩し、特別会計へ繰り入れました。

このページの一番下の表、50 款 15 項、雑入をご覧ください。

被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者行為に伴う損害賠償金でございます。4年度と比較しますと、件数、金額ともに減っております。既に行っていることですが、今後につきましても、レセプト点検員からの情報によりまして、交通事故等の被害者から傷病届の届け出を徹底し、千葉県国民健康保険団体連合会と連携して、損害賠償金の納入につなげられるようにして参ります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

21 ページをご覧ください。

主な歳出項目別の内訳につきましては、円グラフのとおりでございます。歳出の68%を医療給付費や高額医療費、出産一時金等の保険給付費が占めており、次いで、千葉県に納める国民健康保険事業費納付金が29%、人件費や事務費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施するための保健事業費が1%となっております。

23 ページをお開きください。

下の表の保険給付費につきましては、療養に要する費用から被保険者の一部負担金を除く部分について、医療機関等に保険給付するための負担金でございます。療養給付費被保険者負担金は、診療報酬の審査を委託している千葉県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等に保険給付するための負担金でございます。この負担金は、被保険者の減少により受診件数が減ったことで、療養に要する費用が4年度と比較して2億7,193万3,921円減額となりました。

24 ページをご覧ください。

高額療養費は、被保険者が医療機関で受診して支払った一部負担金に対し、自己負担額、上限額は所得に応じて変わってくるものではございますが、その自己負担額を超える部分を高額療養費として支給するための負担金です。こちら、被保険者数の減少により、受診件数が減ったことにより、高額療養費の支給件数が減ったことで、4年度と比べ1,924万9,033円減額となりました。

いちばん下の表の出産育児一時金につきましては、被保険者が出産したときに医療機関等から請求される出産費用は、出産育児一時金として50万円の範囲内で保険者から医療機関に支払うものでございます。5年度に出産育児一時金の支給限度額が42万円から50万円に引き上げられましたが、支給件数が4年度と比べ65件から50件に支給件数が減ったことから、支出済額が291万4,450円減額となりました。

25 ページをご覧ください。

14 款、国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金を合計して、総額35億5,917万9,970円を千葉県に納付しました。4年度につきましては、総額33億6,093万3,799円を納付しており、4年度と比較しますと1億9,824万6,171円増額となりました。なお、6年度に納付する金額でございますが、総額33億9,584万475円で、5年度と比べ1億6,333万9,195円減額となっております。

26 ページをご覧ください。

一番上の表25 款、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象にした特定健康診査と特定保健指導を実施する事業でございまして、こちら5年度と比べ、被保険者数の減少により、健診の受診件数が減ったことで事業費が641万4,524円減額となりました。

27 ページをご覧ください。

繰り返しになりますが、木更津市国民健康保険特別会計の実質収支でございまして、

歳入総額が122億3,319万5,013円、歳出総額が121億1,571万2,903円で、歳入歳出歳出差引額は1億1,748万2,110円となりました。表のとおり、翌年度繰越額がないので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額になります。このうち、実質収支額の一部につきましては、普通交付金と特別交付金の超過交付が含まれておりますので、これを今年度において千葉県に返還いたします。その超過交付額を差し引いた1億227万4,410円を財政調整基金に繰り入れる額でございまして、

最後に、財政調整基金残高の推移でございまして、下の表をご覧ください。5年度当初残高が5億5,590万8,672円で、基金への積立てを2億2,255万8,446円行いました。基金から特別会計に繰り入れた額が2億9,569万5,000円、年度末残高は4億8,277万2,118円でございました。

6年度につきましては、1億227万4,563円を積み立て、基金から特別会計に繰り入れる額3億4,260万5,000円を見込み、年度末残高は2億4,244万1,681円を見込んでおります。

今後も税率の引き上げが考えられますので、上手く財政調整基金を活用しながら、過度な税額の引き上げにならないよう配慮して参ります。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査

続きまして、報告事項4「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応について」を説明させていただきます。

高橋補佐

報告事項4「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応について」ご説明させていただきます。

資料の28ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了することとなります。本日は、その制度の概要と本市の国民健康保険条例の改正が必要となることから、その内容について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

はじめに、(1)の制度の概要についてでございますが、概要として大きく3つございます。

1つ目は、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止されます。なお、経過措置として、12月1日までに発行された健康保険証については、最長1年間有効とされており、本市の国民健康保険証につきましては、令和7年7月31日まで有効に利用ができます。

2つ目は、12月2日以降は、マイナ保険証、これはマイナンバーカードと保険証を紐づけされている保険証でございますが、マイナ保険証を保有している被保険者には「資格情報のお知らせ」を、また、マイナ保険証を保有していない被保険者につきましては、「資格確認証」というものを交付する運用となります。

3つ目は、保険税の滞納のある被保険者に対して、これまでの短期証の取扱いが廃止されます。長期にわたって滞納のある被保険者につきましては、償還払いとして特別療養費の該当となります。資格情報のお知らせもしくは資格確認書に「特別療養」に該当する旨を記載し、医療機関を受診する際はいったん10割を窓口で負担していただき、後日、市役所で特別療養費の申請をしていただき、保険給付費相当額の返還を受ける運用となります。

続きまして、図1の移行スケジュールをご覧ください。

現行の保険証についてですが、一斉更新により、70歳に到達される被保険者など、一部の方を除きまして、令和6年8月1日から令和7年7月31日までご利用できる保険証を発送しております。また、8月2日以降の新規加入者等につきましても、12月1日までの間は、令和7年7月31日までご利用できる保険証を随時交付いたします。

12月2日以降は、保険証を新たに発行しないので、新規加入者等に対しては、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付する運用を開始いたします。

なお、来年8月には「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の一斉更新を行う予定となっております。

次に、国民健康保険条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

29ページをご覧ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を9月市議会定例会で提案する予定です。

改正の内容といたしましては、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険条例第13条で被保険者証の返還の求めに応じない場合に「過料」を科す規定を設けていますが、被保険者証の廃止に伴いまして、国民健康保険法から当該規定が削除されることとなったことから、本市の条例からも同様に削除するよう改正するものでございます。

この改正条例の施行日につきましては、令和6年12月2日を予定しております。

私からの説明は、以上になります。

鈴木主査 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査 以上で議題はすべて終わりましたが、最後にその他といたしまして、事務局から連絡事項を申し上げます。

佐久間係長 事務局からその他につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、前回の運営協議会で報告しました国民健康保険税の課税誤りにつきまして、委員の皆様からのご意見等をいただきましてありがとうございました。私からの説明が不足していた部分がありましたので、この場をお借りしまして、再度ご説明をさせていただきますと存じます。

市役所のミスが原因で増額した保険税額に延滞金がかかるのかというご指摘につきましては、これは市役所のミスが原因で増額した保険税額についても延滞金はかかりません。

それでは、延滞金の起算点がいつなのかということでございますが、例えば、令和4年度分の保険税の課税誤りで税額を増額する場合でございますが、その税額分につきましては、今回では令和6年4月に新たにその分の課税をしましたので、延滞金につきましては令和4年度の納期限から遡及して計算するのではなく、この新しく課税した納期限の翌日から、今回の場合では5月1日を起算点としまして計算することとなります。

また、前回の運営協議会において、未納の方がお一人いらっしゃることを報告させていただきましたが、5月中旬にその方の納付を確認しました。増額の方につきましては、すべての方が納付を確認し、減額した方、払い過ぎがあった方につきましては、返金が完了しております。

続きまして、次回の運営協議会についてご説明いたします。

第3回運営協議会は、来年2月中旬の開催を予定しております。

議題につきましては、諮問事項として、「令和7年度木更津市国民健康保険事業計画(案)について」、2点目が「令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算(案)について」、3点目が「木更津市国民健康保険税率改定計画の改正について」、4点目が「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」を予定してございます。

保険税条例の一部改正につきましては、今後、今年3月に策定しました国民健康保険税率改定計画に沿って、税率を改定していくこととなります。そのため、今までは6月市議会で条例案を提案していたため、運営協議会を5月に開催しておりました。こちらを3月市議会に条例案を提案することで、調整しているところでございます。そのため、来年2月に、税率改定についてご審議をいただく予定としております。

続きまして、千葉県国民健康保険団体連合会 君津支部主催の国民健康保険運営協議会委員の研修会につきましては、今年度、君津市が事務局を担当しております。

こちらにつきましては、大変申し訳ありませんが、開催日時、場所、内容等が現在調整中でございます。委員の皆様におかれましては、開催が決まりましたら書面にてご案内いたしますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

昨年度は、国民健康保険団体中央会が作成したDVDをご覧いただいたところですが、君津市に確認したところ、講師をお招きし、委員が一堂に会して、講演する研修を調整していると伺っております。未だ講師の調整が済んでいないとのことでしたので、内容が決まり次第、文書にてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査 ただいまの件につきまして、ご質問等はございますか。

(質問・意見なし)

鈴木主査 以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
委員の皆様、お疲れさまでした。

午後4時45分閉会

令和 6 年 8 月 9 日

議事録署名人
国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長

山田 真司